



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
當たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2

公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 2

土砂災害警戒区域の指定・5件（海岸防災課） 2

土砂災害警戒区域の指定の解除・5件（海岸防災課） 4

土砂災害特別警戒区域の指定・3件（海岸防災課） 6

土砂災害特別警戒区域の指定の解除（海岸防災課） 9

公 告

事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 9

特定調達契約に係る落札者の決定（物品管理課） 10

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則 10

県立学校処務規程の一部を改正する訓令 11

公安委員会事項

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則 11

停止処分者講習の実施等に関する規則等の一部を改正する規則 21

高齢者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則 21

規 則

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第41号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、同表2の項中「希硫ガス」を「硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）」に改め、同項を同表1の項とし、同表3の項を同表2の項とし、同表4の項を同表3の項とし、同表5の項を同表4の項とする。

別表第4中「規格K0103」を「日本産業規格（以下「規格」という。）K0103」に改める。

別表第5中1の項から3の項までを削り、同表4の項中「別表第1の2の項」を「別表第1の1の項」に改め、同項を同表1の項とし、同表5の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表2の項とし、同表6の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表3の項とし、同表7の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表8の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表5の項とし、同表9の項中「別表第1の4の項」を「別表第1の3の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表10の項中「別表第1の5の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同表7の項とする。

別表第6中「別表第1の5の項」を「別表第1の4の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第472号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年12月27日から令和5年1月10日まで佐敷中城漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 発起人の住所及び氏名 南城市佐敷字新里586番地3 宮城博司、南城市佐敷字津波古400番地37メゾン佐敷201号室 仲程友栄
 - 2 加入区 佐敷加入区
 - 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 佐敷中城漁業協同組合
-

沖縄県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市知花地区及び八重島地区
 - 2 公共測量を実施する期間 令和4年12月7日から令和5年5月31日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量・水準測量）
-

沖縄県告示第474号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸満市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市全域
 - 2 公共測量を実施する期間 令和5年1月1日から同年3月31日まで
 - 3 作業種類 公共測量（デジタル撮影）
-

沖縄県告示第475号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
嘉手納(2)	嘉手納町字嘉手納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第476号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原(6)	北谷町字吉原及び字桃原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(10)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(11)	北谷町字吉原、字玉上及び字大村の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(14)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(16)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第477号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安谷屋(1)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安谷屋(3)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第478号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新垣(2)	中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第479号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前田(1)	浦添市字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
前田(2)	浦添市字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(2)-1	浦添市牧港三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(2)-2	浦添市牧港三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
城間	浦添市城間四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城(2)	浦添市宮城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勢理客(1)	浦添市勢理客二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第480号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

嘉手納(2)	嘉手納町字嘉手納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
--------	--	---------

沖縄県告示第481号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原(6)	北谷町字吉原及び字桃原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(10)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(11)	北谷町字吉原、字玉上及び字大村の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(14)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(16)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第482号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安谷屋(1)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安谷屋(3)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第483号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新垣(2)	中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前田(1)	浦添市字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
前田(2)	浦添市字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(2)-1	浦添市牧港三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(2)-2	浦添市牧港三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
城間	浦添市城間四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城(2)	浦添市宮城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勢理客(1)	浦添市勢理客二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
嘉手納(2)	嘉手納町字嘉手納のうち、次の図	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

に示す区域		
-------	--	--

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
安谷屋(3)	北中城村字安谷屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
牧港(1)-1	浦添市牧港一丁目、牧港二丁目、港川一丁目及び伊祖三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(1)-2	浦添市牧港一丁目、港川一丁目及び伊祖三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(1)-3	浦添市港川一丁目、港川二丁目、牧港一丁目及び字牧港のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(3)	浦添市牧港五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(4)	浦添市牧港二丁目及び牧港三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(5)	浦添市牧港三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(1)	浦添市字港川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(2)	浦添市字港川及び字城間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(3)	浦添市字城間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(4)	浦添市字港川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

港川(5)	浦添市字港川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(2)-2	浦添市字港川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊祖	浦添市伊祖三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(1)-1	浦添市仲間三丁目及び字前田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(1)-2	浦添市仲間三丁目、字前田及び字仲間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(2)	浦添市安波茶一丁目及び安波茶三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(3)-2	浦添市経塚一丁目及び字経塚のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(4)	浦添市安波茶一丁目及び安波茶三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(5)	浦添市安波茶三丁目及び経塚一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(6)	浦添市安波茶三丁目及び経塚一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
経塚(1)	浦添市字経塚及び沢崎一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
経塚(2)	浦添市経塚一丁目及び字経塚のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大平(2)-2	浦添市字大平のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大平(3)	浦添市大平二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大平(4)	浦添市字大平のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勢理客(2)	浦添市勢理客二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
内間(2)	浦添市内間五丁目及び勢理客一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
沢崎(1)	浦添市沢崎一丁目及び沢崎二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
沢崎(2)	浦添市沢崎二丁目及び那霸市首里石嶺町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
沢崎(3)	浦添市沢崎一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
前田	浦添市字前田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
前田(1)	浦添市字前田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	す区域		
前田(2)	浦添市字前田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(2)-1	浦添市牧港三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(2)-2	浦添市牧港三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
城間	浦添市城間四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宮城(2)	浦添市宮城二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勢理客(1)	浦添市勢理客二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所、南部土木事務所、浦添市役所及び那覇市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
安谷屋(1)	北中城村字安谷屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。)

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 主要地方道南風原知念線（高規格道路 南部東道路）整備事業
- (2) 種類 一般国道等の新設の事業
- (3) 規模 南風原知念線の本線部の延長7,400メートル

3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市

4 事後調査の実施期間 令和3年4月16日から令和4年3月24日まで

5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所

- ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 イ 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番地2
 ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地
 エ 南城市土木建築部都市整備課 南城市佐敷字新里1870番地
- (2) 期間 令和4年12月27日から令和5年1月31日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 (2) 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番地2 電話番号098-944-5155

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車） 13台
 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局物品管理課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 3 落札者を決定した日 令和4年12月6日
 4 落札者の名称及び所在地 琉球三菱自動車販売株式会社 代表取締役 山本浩章 浦添市仲西三丁目12番1号
 5 落札金額 52,582,897円
 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 7 入札の公告を行った日 令和4年10月25日

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満

沖縄県教育委員会規則第13号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

「別表第3中 [沖縄県立与勝高等学校 沖縄県立与勝緑が丘中学校] を」

沖縄県立名護高等学校	沖縄県立名護高等学校附属桜中学校
沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校

」に改める。

（沖縄県立中学校管理規則の一部改正）

第2条 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中	[沖縄県立与勝緑が丘中学校 うるま市勝連平安名32 80人 48番地]	3年	県全域
--------	---------------------------------------	----	-----

」

を

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	名護市大西五丁目17番 1号	40人	3年	県全域
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名32 48番地	80人	3年	県全域

に改める。

第6条第1項の表中

沖縄県立与勝緑が丘中学校

沖縄県立与勝高等学校

「
」を

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	沖縄県立名護高等学校
沖縄県立与勝緑が丘中学校	沖縄県立与勝高等学校

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第6号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月27日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満**県立学校処務規程の一部を改正する訓令**

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「
」を

名護高等学校附属桜中学校	桜中
与勝緑が丘中学校	緑丘中

に改める。

附 則

この訓令は、令和4年12月27日から施行する。

公安委員会事項**沖縄県公安委員会規則第13号**

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

沖縄県公安委員会

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則**目次**

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 運転免許取得者等教育（第2条—第7条）
- 第3章 運転免許取得者等検査（第8条—第13条）
- 第4章 補則（第14条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「教育認定規則」という。）、運転免許

取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「検査認定規則」という。）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第108条の32の2に規定する運転免許取得者等教育及び法第108条の32の3に規定する運転免許取得者等検査の認定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 運転免許取得者等教育

（認定の審査）

第2条 公安委員会は、次の各号に掲げる課程の認定のための審査に当たっては、それぞれ当該各号に定める基準に基づきこれを行うものとする。

- (1) 教育認定規則第1条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。） 高齢者講習の実施等に関する規則（令和4年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「高齢者講習規則」という。）に定める事項に準拠していること及び高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）と同等以上であること。この場合において、次のいずれにも該当するものとする。
ア 受講者1人当たり少なくとも20分間行われること（ならし走行を含む。）。
イ 受講者1人当たりの走行時間がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上走行させて行われること（ならし走行を除く。）。
- (2) 教育認定規則第1条第6号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。） 更新時講習の実施等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第7号。以下「更新時講習規則」という。）に定める事項に準拠していること及び更新時講習（法第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上であること。

（指定の申請等）

第3条 公安委員会は、教育認定規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下「認定教育指定」という。）を受けようとする者が次項に定める基準に適合するかどうかを判断するため、必要に応じて、県細則第31条の7第1項に規定する指定申請書に教育計画書その他の書類を添付させるものとする。

2 認定教育指定は、次のいずれの要件も満たす者について行うものとする。

- (1) 高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していること及び当該高齢者講習同等課程を開設する見込みがあること。
- (2) 公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に定める基準に適合するものをいう。）又は公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- (3) 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、教育認定規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- (4) 教育計画書において、高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数及び毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該高齢者講習同等課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないのでないこと。
- (5) 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに当該高齢者講習同等課程における指導に用いるコース、施設その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- (6) 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
ア 過去3年以内に、委託講習（法第108条の2第3項の規定に基づき、公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
イ 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないと（当該委託契約等で定める回数の委託講習を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）
ウ 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

エ 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

(帳簿)

第4条 教育認定規則第9条の規定により特定教育を行う者が備えることとされている帳簿の様式は、特定教育記録簿（様式第1号）のとおりとする。

(報告及び登録)

第5条 運転免許取得者等教育を行う者は、法第108条の32の2第4項において準用する法第98条第5項の規定により、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公安委員会に報告するものとする。

(1) 定期報告 運転免許取得者等教育の課程ごとの年間実施回数及び受講者数その他公安委員会が必要と認める事項

(2) 隨時報告 運転免許取得者等教育の運転に係る事故、運転免許取得者等教育指導員の交通事故その他公安委員会が必要と認める事項

2 高齢者講習同等課程の認定を受けた者は、当該高齢者講習同等課程を実施したときは、その結果を速やかに運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程）実施結果報告書（様式第2号）により、公安委員会に対して報告するものとする。

3 公安委員会は、前項の報告を受けたときは、高齢者講習規則第11条第1項の規定に準じてその結果を登録するものとする。

(表示)

第6条 運転免許取得者等教育に使用する車両には、運転免許取得者等教育中である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。

(事故の防止)

第7条 運転免許取得者等教育指導員は、運転免許取得者等教育中の事故の発生の防止に努めるものとする。

第3章 運転免許取得者等検査

(認定の審査)

第8条 公安委員会は、次の各号に掲げる方法の認定のための審査に当たっては、それぞれ当該各号に定める基準に基づきこれを行うものとする。

(1) 検査認定規則第1条第1号に掲げる方法（以下「認知機能検査同等方法」という。） 認知機能検査の実施に関する規則（令和4年沖縄県公安委員会規則第11号。以下「認知機能検査規則」という。）に準拠していること及び認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する検査をいう。以下同じ。）と同等以上であること。

(2) 検査認定規則第1条第2号に掲げる方法（以下「運転技能検査同等方法」という。） 沖縄県運転技能検査の実施に関する規則（令和4年沖縄県公安委員会規則第7号。以下「運転技能検査規則」という。）に準拠していること及び運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する検査をいう。以下同じ。）と同等以上であること。この場合において、次のいずれにも該当するものとする。

ア 受講者1人当たり少なくとも20分間行われること（ならし走行を含む。）。

イ 受講者1人当たりの走行時間がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上走行させて行われること（ならし走行を除く。）。

(指定の申請等)

第9条 公安委員会は、検査認定規則第4条第1項第4号又は同条第2項第4号の規定による指定（以下「認定検査指定」という。）を受けようとする者が次項に定める基準に適合するかどうかを判断するため、必要に応じて、県細則第31条の14第1項に規定する指定申請書に検査計画書その他の書類を添付させるものとする。

2 認定検査指定は、次のいずれの要件も満たす者について行うものとする。

(1) 認知機能検査同等方法又は運転技能検査同等方法（以下「認知機能検査同等方法等」という。）の認定の申請書を提出していること及び当該認知機能検査同等方法等を実施する見込みがあること。

(2) 公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査若しくは運転技能検査（以下「認知機能検査等」という。）又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。

(3) 認定を受けようとする認知機能検査同等方法等が、認知機能検査等と同等の効果を生じさせるために

行う事項以外の事項について行うものでないこと。

- (4) 検査計画書において、認知機能検査同等方法等の年間の実施回数及び毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該認知機能検査同等方法等による検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないのでないこと。
- (5) 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法等に従事する運転免許取得者等検査員並びに認知機能検査同等方法等による検査に用いる施設その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- (6) 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法等を確実に実施することが見込まれること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去3年以内に、委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査等をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があつたことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - イ 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - ウ 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - エ 認知機能検査同等方法等に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

（書類の交付）

第10条 検査認定規則第9条の規定により交付する書類は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査結果通知書（様式第3号又は様式第3号の2）
- (2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査受検結果証明書（様式第4号）

2 前項第1号の認定認知機能検査結果通知書は、封書に入れて交付するものとする。

（帳簿）

第11条 検査認定規則第10条の規定により特定検査を行う者が備えることとされている帳簿の様式は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査記録簿（様式第5号）
- (2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査記録簿（様式第6号）

（報告及び登録）

第12条 特定検査を行う者は、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第4項において準用する法第98条第5項の規定により、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公安委員会に報告するものとする。

- (1) 定期報告 年間実施回数、受検者数その他公安委員会が必要と認める事項
 - (2) 隨時報告 検査中の運転に係る事故、運転免許取得者等検査員の交通事故その他公安委員会が必要と認める事項
- 2 特定検査の認定を受けた者は、当該特定検査を実施したときは、その結果を速やかに公安委員会に報告するものとする（認定運転技能検査の成績が70点未満の者に係るものと除く。）。
- 3 前項の報告は、次の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により報告するものとする。
- (1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査実施結果報告書（様式第7号）
 - (2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査実施結果報告書（様式第8号）

4 公安委員会は、第2項の報告を受けたときは、認定認知機能検査の実施結果にあっては認知機能検査規則第8条の規定に、認定運転技能検査の実施結果にあっては運転技能検査規則第12条第1項の規定に準じてその結果を登録するものとする。

（準用規定）

第13条 第6条及び第7条の規定は、運転免許取得者等検査について準用する。

第4章 補則

（委任）

第14条 この規則及び公安委員会が別に定めるもののほか、運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検

査の認定手続等に關し必要な事項は、警察本部長が定める。
様式第1号（第4条関係）

自 年 月 日		特定教育記録簿 (講習同等課程)			
番号	氏 名 生年月日	住所	性別	指導員氏名	教育実施年月日 教育終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第5条関係）

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程）実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

名 称
代表者

下記の者に対して、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条第3号に規定する運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程）を 年 月 日に実施したので報告する。

番号	氏 名 生年月日	性別	免許証番号	種別	分類

備考1 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けたことがない者の免許証番号の欄には、本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、国籍）を記載すること。

2 種別の欄には更新、臨時又はその他の別を、分類の欄には実車あり、実車免除又は実車なしの別を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第10条関係）

認定認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生 年 月 日

検査年月日

検査場所

総合点 点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっています、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが沖縄県公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地

名 称

管理者

印

(裏)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっています、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消

されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの沖縄県警察運転免許センター（沖縄県警察本部交通部運転免許試験課）までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。
正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。
正しく回答すると点数がつきます。

様式第3号の2（第10条関係）

認定認知機能検査結果通知書

住 所
氏 名
生 年 月 日
検査年月日
検査場所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者 印

（裏）

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっています、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの沖縄県警察運転免許センター（沖縄県警察本部交通部運転免許試験課）までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

様式第4号（第10条関係）

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所
氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 において、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者であることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果

点

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとして、又は受けている者

（合格基準）

下記以外の運転免許

70点以上

大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許

80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理 者

印

備考1 該当する□にレ印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第11条関係）

認定認知機能検査記録簿

自 年 月 日 至 年 月 日			名 称 代表者		
番号	氏 名 生年月日	住 所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第11条関係）

認定運転技能検査記録簿					
自 年 月 日 至 年 月 日			名 称 代表者		
番号	氏 名 生年月日	住 所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第12条関係）

認定認知機能検査実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

名 称
代表者

下記の者に対して、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第1号に規定する認定運転技能検査を 年 月 日に実施したので報告する。

番号	氏名 生年月日	性別	免許証番号	検査番号	種類	結果			種別
						手がかり再生	時間の見当識	総合得点	

備考1 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けたことがない者の免許証番号の欄には、本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、国籍）を記載すること。

2 種類の欄には通常又はその他の別を、種別の欄には、更新、臨時、任意又はその他の別を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号 (第12条関係)

認定運転技能検査実施結果報告書

年　月　日

沖縄県公安委員会 殿

名 称
代表者

下記の者に対して、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第2号に規定する認定運転技能検査を 年　月　日に実施したので報告する。

番号	氏名 生年月日	性別	免許証番号	検査番号	得点

--	--	--	--	--	--

備考1 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けたことがない者の免許証番号の欄には、本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、国籍）を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和4年12月27日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第14号

停止処分者講習の実施等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

沖縄県公安委員会

停止処分者講習の実施等に関する規則等の一部を改正する規則

(停止処分者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第1条 停止処分者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号イ中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第1項第8号」に改める。

(違反者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第2条 違反者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号イ中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第1項第8号」に改める。

(沖縄県運転技能検査の実施に関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県運転技能検査の実施に関する規則（令和4年沖縄県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「以下」を「以下」に改める。

第2条第2項第3号イ中「第117条の2の2第12号」を「第117条の2の2第1項第9号」に改める。

様式第2号備考2中「とする」を「とする。」に改める。

附 則

この規則は、令和4年12月27日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第15号

高齢者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

沖縄県公安委員会

高齢者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習の実施等に関する規則（令和4年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「第117条の2の2第12号」を「第117条の2の2第1項第9号」に改める。

別表備考中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 2の指導は、1の講義の時間に行うことができる。この場合において、当該指導は、1の講義の「安全運転の知識」の「(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法」の一部として行うものとする。

附 則

この規則は、令和4年12月27日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地